5　罰則の追加

3の㈠から㈢までの規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは一〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第三八条関係）

6　施行期日等

㈠　3の規定は、この法律の施行の日以後に、遺伝子組換え生物等の第一種使用等又は第二種使用等をしている者又はした者及び遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託をした者について適用することとした。（附則第二項関係）

㈡　この法律は、補足議定書が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇農業機械化促進法を廃止する等の法律（法律第一九号）（農林水産省）

一　農業機械化促進法の廃止関係

農業機械化促進法は、廃止することとした。（第一条関係）

二　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正関係

農業機械化促進法の廃止に伴い、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農機具に関する試験研究等の業務の一部を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法に基づく業務に移行させることとした。（第一四条関係）

三　経過措置

農業機械化促進法の廃止前に行われた出資に係る認定計画の変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る認定事業者に対する報告の徴収について、なお従前の例によることとした。（附則第二条関係）

四　施行期日

この法律は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇主要農作物種子法を廃止する法律（法律第二〇号）（農林水産省）

1　主要農作物種子法の廃止

主要農作物種子法を廃止することとした。

2　施行期日

この法律は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（法律第二一号）（国土交通省）

一　海上運送法の一部改正関係

1　準日本船舶の範囲の拡大等

㈠　対外船舶運航事業者及び本邦船主（当該対外船舶運航事業者以外の日本の法令により設立された法人であって、その子会社が所有する日本船舶以外の船舶を当該対外船舶運航事業者が運航するものをいう。以下同じ。）は、共同で、当該船舶について、次のいずれにも適合していること等につき、国土交通大臣の認定を申請することができることとした。（第三九条の五第二項関係）

(1)　当該本邦船主が、その子会社との間で、当該対外船舶運航事業者に対し航海命令が発せられた場合において当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令航海に従事させる必要があるときに、当該子会社が当該本邦船主に譲渡することを内容とする一定の契約を締結していること。

(2)　当該対外船舶運航事業者が、当該本邦船主との間で、当該対外船舶運航事業者に対し航海命令が発せられた場合において当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令航海に従事させる必要があるときに、当該本邦船主が当該対外船舶運航事業者に譲渡又は貸渡しをすることを内容とする一定の契約を締結していること。

㈡　国土交通大臣は、㈠の勧告を受けた認定本邦船主（準日本船舶の認定を受けた本邦船主をいう。以下同じ。）が当該勧告に従い必要な措置を講じなかったと認めるときは、当該準日本船舶に係る認定を取り消すことができることとした。（第三九条の五第一二項関係）

㈢　国土交通大臣は、認定本邦船主が正当な理由がなく㈠(2)の契約を履行していないと認めるときは、当該認定本邦船主に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告できるとともに、当該勧告を受けた認定本邦船主が必要な措置を講じなかったときは、その旨を公表できることとした。（第三九条の八関係）

2　準日本船舶の航行準備の円滑化

㈠　準日本船舶の認定の申請をしようとする者は、当該申請に係る一定の船舶について臨時海上労働証書に係る一部項目の事前検査を受けなければならないこととした。（第三九条の五第四項関係）

㈡　準日本船舶の認定を受けた者が第三九条の五第一〇項の規定による届出をした場合において、国土交通大臣等が、当該届出に係る船舶に係る認定証の記載事項に変更がないことの確認を行ったときは、当該船舶は、船員法に係る一定の要件に適合していると認められたものとみなすこととした。（第三九条の七関係）

3　先進船舶の導入等の促進

㈠　国土交通大臣は、先進船舶（海上運送事業を営む者の運送サービスの質を相当程度向上させることができる先進的な技術を用いた船舶であって国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の研究開発、製造及び導入（以下「先進船舶の導入等」という。）の促進についての基本的な方針（以下「先進船舶導入等促進基本方針」という。）を定めることとした。（第三九条の一〇関係）

㈡　船舶運航事業者等が先進船舶の導入等についての計画（以下「先進船舶導入等計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請した場合において、国土交通大臣は、当該計画が先進船舶導入等促進基本方針等に適合すると認めるときは、その認定をすることとした。（第三九条の一一関係）

㈢　先進船舶導入等計画が㈡の認定を受けたときは、臨時船舶建造調整法等の特例措置及び助言等の支援措置を受けることができることとした。（第三九条の一二～第三九条の一五関係）

㈣　国土交通大臣及び船舶運航事業者等の関係者は、先進船舶の導入等に関し協力しなければならないこととした。（第三九条の一七関係）

㈤　国土交通大臣は、認定船舶運航事業者等に対し、その計画の実施状況について報告をさせることができるとともに、その計画の認定を取り消すことができることとした。（第三九条の一六及び第三九条の一八関係）

二　船員法の一部改正関係

1　海上労働証書に関する規定の整備

海上労働証書に係る検査項目に、船員の送還等に関する項目を追加するとともに、一定の要件を満たす船舶については、従前の海上労働証書の有効期間を五月間延長できることとした。（第一〇〇条の三第一項及び第三項関係）

2　船員の資格に関する規定の整備

船舶所有者は、液化天然ガス等燃料船等には、一定の要件を満たす船員を乗り組ませなければならないこととした。（第一一七条の三及び第一一七条の四関係）

3　準日本船舶の航行準備の円滑化

特定船舶の船舶所有者は、一の2㈠の検査を受けた船舶について臨時海上労働証書に係る検査を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該検査を行ったものが行う検査を受けなければならないこととした。（第一〇〇条の六第一項関係）

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
